

2009年度事業計画について

I. 2009年度事業計画の基本的な考え方

1. はじめに

アメリカのサブプライムローンの破綻に端を発した世界同時不況は、日本経済に未曾有の影響を及ぼしています。景気の悪化は、長期化が予想されています。自治体の2009年度予算における税収見込みは、法人税を中心に減収が予想されています。とりわけ、法人税に依拠している都道府県財政が大幅に減額の見込みです。市町村については、2009年度の見込みでは、法人住民税については落ち込みがあるものの、個人住民税等については、2009年度はともかく2010年度以降に落ち込みが懸念されています。

自治体財政は、バブル経済破綻の影響からようやく回復のきざしがみえていましたが、今回の不況の長期化が予想されるだけに、今後の推移を慎重にみていく必要があります。

こうした経済状況にあつて、「国と地方の税財政改革」の議論はかすんでいます。改めて、税・財政改革を柱とする分権改革をさらに進める必要があります。

1980年代以降に進められたいわゆる「新自由主義」改革の影響は、21世紀に入り格差の拡大、公的サービスの後退となって世界に広がっています。日本も、現下の不況の影響は、こうした改革の「恩恵」を受けなかった人々を直撃し、セーフティーネットの脆弱さもあいまって社会的な不安定要素となっています。今後、生活保護をはじめ扶助費の増大が予想され、これまで以上に財政的・人的対応が必要となっています。

自治体の医療をめぐる深刻な危機が進んでいます。政府が進めてきた医療制度改革による医師不足、自治体による財政支援不足等があいまって、診療科の削減など医療サービスが縮減し、自治体立病院の経営も困難となっています。こうした事態の下で、経営形態の見直し等あらゆる「病院改革」が進められており、自治体の医療に対する役割が後退していくのではないかと懸念されます。

昨年は、神奈川県議会基本条例が制定されました。県内では、市町村段階で湯河原町、大井町で既に議会基本条例は制定されており、川崎市議会でも現在準備がなされています。こうした取り組みをふくめて議会改革の課題とは何かについて、議論を深める必要があります。

道州制や大都市制度についても議論が進んでいます。しかし、国による統治の仕組みの改革、行政リストラの単なる手段として議論される傾向にあり、市民自治を拡充していくという基本視点が薄れているように思います。

公共サービスの提供のあり方、公務員制度改革等の課題についてもこれまでの活動をふまえて、引き続き調査・研究を継続します。

2. 事業計画の基本的考え方

本年度の事業計画の基本的な考え方については、以上の情勢をふまえて以下のとおりです。

第1に、第二次分権改革についての課題について、地方分権改革推進委員会や地方制度調査会等関係する審議会等の動向についてひきつづき注目し、調査・研究を行います。

相模原市の政令市移行準備が大詰めを迎えています。政令市移行にともなう課題について神奈川県のあるあり方とあわせて調査・研究を続けます。

さらには、県内で広がる自治基本条例制定の動きにも注目していきます。

第2は、未曾有の経済危機をふまえ、神奈川県をはじめ県内自治体財政への影響を調査します。また、自治体財政健全化法の施行についてもその行方を検証します。

第3は、公平・公正な社会の確立に向けて公共サービスのあり方が問われていることから、とりわけ、自治体病院改革とその影響について調査・研究を継続します。

第4は、自治体における公共サービスの提供の仕組み、方法が大きく変わっていますが、市民生活や自治体職場あるいは民間委託職場への影響について引き続き調査・研究します。

第5は、議会改革について、県内はじめ全国で進む議会基本条例制定の動向や議会改革の具体的な課題を調査・研究します。

第6は、公務員制度改革について、労働基本権問題の議論の動向を中心に今後の展開を注目していきます。

第7は、憲法改正の動き、県内の基地問題などについて資料を中心にその動向を探ります。

以上の基本的な考え方をふまえて、調査・研究します。具体的なあり方については、学識理事および講師団のご協力をいただいて計画を作成し、展開します。

II. 調査・研究事業

1. 調査活動

(1) 地方自治関係図書・資料の収集

地方自治に関する文献・図書・刊行物等を収集・保管し、会員・県民に広く提供します。

[1] 文献・図書情報

地方自治に関する文献・図書（新聞、雑誌を含む）を購入・寄贈にかかわらず保管します。

[2] 自治体基礎資料

神奈川県内を中心に自治体が公表している資料、基礎データ等について収集し、保管しています。また、神奈川県内の統計データについて収集・保管します。

(2) 調査活動

[1] 自治体の財政分析

県内の自治体の予算・決算等のデータを収集・整理し、必要に応じて分析し、提供しています。公営企業等についても行います。

[2] 各種調査・分析

市民意識調査、実態調査等、各種調査・分析につきましても、自治体や労組・福祉団体等からの要請にこたえられるようにします。

2. 研究会活動

2009年度の研究会については、以下を基本とします。

(1) 地方分権システム研究会

地方自治のあり方に関する基礎研究会として、第二次地方分権改革の動向に注目し、ひきつづき開催します。

(2) 県のあり方研究会

相模原市の政令市移行の準備が進んでいます。県内にあって三つ目の政令市移行と県のあり方について引き続き調査・研究します。

(3) 神奈川まちづくり研究会

先進的なまちづくりの事例と課題について研究します。また、市民や企業、NPOなどが進めるまちづくりの実践事例についても研究します。

(4) 議会問題研究会

議会の実態と改革の課題と方向について特別研究員等を中心に調査・研究活動を行います。

(5) 定例研究会

会員・市民向けに、学識理事・研究講師団、センター特別研究員等の協力を得て、その時々テーマを設定し開催します。

(6) その他

総会記念講演会は、その都度のテーマを決めて開催します。

「海外制度・政策研究会」「格差問題研究会」については、休止します。

3. 政策研究活動

(1) 連合神奈川政策制度研究活動

連合神奈川の政策要求・提言づくりにひきつづき参加します。連合神奈川との連携を深め、政策課題について必要な意見・助言を行います。

(2) 地方自治研究センター・研究所との連携、共同研究

[1] 全国自治研センターとのネットワーク

(財)地方自治総合研究所はじめ全国各地で地方自治に関する調査・研究活動を続けている自治研センター・研究所の全国交流会を軸に、情報交換・交流、あるいは共同研究を進めるなどネットワークづくりが重要になっています。そうした趣旨で今後とも全国自治研センター・研究所交流会の開催に努力します。

[2] 県内自治研センター及び関東甲自治研センターとのネットワーク

県内の自治研センター(横浜、川崎、横須賀、藤沢、相模原)との連携については、当該センターの理事会への参加、諸活動に対する援助、助言等幅広く行っています。県内センター交流会について今年度の開催を追求します。

関東甲自治研センター交流集会についても開催に協力します。

(3) その他研究機関との連携

NPO法人参加型システム研究所については、研究会等への参加をはじめ連携をはかります。その他、市民が中心となる調査研究機関等と連携します。

(4) その他団体との連携

その他団体との連携を必要に応じて進めます。

Ⅲ. 自治啓発事業

1. 自治啓発活動

(1) 地方自治研究神奈川集会の開催

本年も自治労神奈川県本部と共催して地方自治研究神奈川集会を開催します。本年は、全国自治研集会の中間年にあたりますので例年同様に主要な政策テーマを設定し開催します。なお、開催にあたっては広く市民にも呼びかけます。

(2) 講座・セミナーの開催

「神奈川地方財政セミナー」の開催(自治労県本部と共催)など当センターとして地方自治の講座・セミナーなど他団体との連携しながら、幅広いテーマで学習する機会を提供できるよう工夫します。

(3) 講座・学習会への講師の派遣・あっせんなどの協力

会員や各種団体が企画する講演会、研修会などについて、要請に応じて講師の派遣や斡旋等の協力を行います。

2. 出版活動

(1) 「自治研かながわ月報」の発行

「自治研かながわ月報」については、定期(隔月)発行に努力します。地方自治に関する調査・研究活動の発表の場として位置付けるとともに、関係する情報の提供を行います。今年度は、テーマ別論文、統計・資料解説、県内・外の地方自治に関する動きについても情報を提供できるよう工

夫します。

(2) 「月刊自治研」の配本

会員に対して、自治労・自治研中央推進委員会発行の「月刊自治研」配本を本年度も継続します。発刊元である中央自治研推進委員会の取扱い規程の変更をただし、会費との関係もあるので、今後の取り扱いについてひきつづき検討を行います。

(3) 出版事業

主要な研究課題の研究成果や調査分析の結果について報告書を作成します。ブックレットの発行を検討します。

3. ホームページの活用

2008年度は、ホームページをリニューアルし、次の情報を提供できるようにしました。①センターの基本情報（定款、事業計画、予算、決算、役員等）、②センターの行事、他団体の行事、③新着図書情報、④県内米軍基地再編成に関する新聞記事見出し一覧、⑤憲法改正に関する新聞記事見出し一覧。

2009年度は、当センターからの情報発信のツールとして、ひきつづき変更を行います。

IV. 運営・研究体制

1. 公益法人移行について

この間、公益法人制度改革にかかる当センターの移行方針については、2008年度3月、6月総会において、「1. 移行の基本方針については、公益法人をめざす。2. 移行の時期については、2009年度中とする」方針を決定し、これに基づいて、準備を続けてきました。その後の経過と今後の進め方については、本総会において別号議案で提案されている方針の議決をふまえて、理事等で構成する「公益認定法人準備委員会」において引き続き準備をすすめます。

【公益認定法人準備委員会】

委員長	松元専務理事
副委員長	早坂常務理事
事務局長	勝島常務理事
委員	学識理事等から若干名
事務局	内山事務局次長、センター事務局員

2. 機関会議の開催

総会については、新制度では、年度開始後に年1回の開催が必要であり、その他については臨時総会となります。当センターとしては、会員の意思統一を図

る上からこれまでどおり3月総会についても開催し、年2回とします。また、理事会を定期的に開催します。

3. 運営・研究体制の確立

- (1) 学識理事・研究講師団会議
研究テーマ・研究のあり方等に関する事項について諮り、活動に資するために学識理事・研究講師団会議を開催します。
- (2) 研究・事務局体制の確立
調査・研究に必要な、研究・事務局体制を確立します。
- (3) 企画委員会の開催
センターの運営についての企画を検討する企画委員会を開催します。
委員長 センター専務理事
事務局長 センター事務局長
委員 自治労県本部書記長・自治労県本部政策局長・県内センターから各1名×5、自治労県職労1名

4. 財政の確立と賛助会費の値上げ問題について

- (1) 財政の確立
当センターの収入の9割は、会費によって賄われています。従って極めて安定的な財政構造ですが、正会員、賛助会員ともに減少傾向にあります。不足分を補うには、事業収入の拡大をはかることが必要ですが、調査・研究事業等の委託件数も少なく、また、これ以上の人的増強は難しい状況にあります。事務局としてひきつづき収入増に向けた努力をしていきますので、会員各位のご協力を要請します。
- (2) 賛助会員のあり方について
会員に配付している月刊自治研については、昨年度、単価800円（旧650円）に値上げされましたが、2008年度については、年間購読者の価格は据え置くが、拡大運動を行い、目標が達成されれば、「次年度も同様とする」方針が提案されました。1年間を経過しましたが、現状では昨年度と同様な取り扱いと聞いています。
2004年度以降、現在の賛助会費額は、誌代を下回っており、これまでそのあり方について検討することとしてきました。また、公益法人移行問題もあることから、賛助会費のあり方についても検討を行ってきました。
以下、基本的な考え方を提起します。

【賛助会員制度の基本的考え方について】

1. 現 状

賛助会員制度とは、本来、センターの趣旨に賛同し、その活動に対して主に財政的な支援を目的として制度が作られました。制度発足時は、

月刊自治研の購読者も拡大できるというメリットがありましたが、現状では、月刊自治研の誌代値上げもあり、会費額よりも誌代が上回る状況にあり、制度の主旨にそぐわない状況にあります。4月1日以降の賛助会員数は77名です。

2. 賛助会員制度の存続

しかし、賛助会員制度は、自治研センター活動の裾野を広げる意味から、また、月刊自治研の購読者を維持する趣旨から存続します。

3. 会費額と誌代との乖離について

賛助会費と誌代との乖離については、できるだけ早く解消することとします。しかし、賛助会員のほとんどが、自治労傘下单組役員等であり、会費が単組財政から支出されているため、会費値上げは単組財政に負担をかけることになり、簡単には行かない状況にあります。また、月刊自治研購読と賛助会員との切り離しについても同様趣旨から難しいといわざるをえません。さらには、この賛助会員制度によって、神奈川の月刊自治研購読者数は全国でも群を抜いており、当県の大幅な減少は、誌代値上げに直結する恐れがあります。

そこで、2009年度の賛助会費額は、誌代が事実上据え置かれたことを考慮してすえおき、2010（平成22）年度から700円（600円→700円）に値上げすることとします。ただし、誌代が実質的に800円（年間購読料9600円）となった場合には、800円に値上げします。

【参考資料】 賛助会費と月刊自治研の誌代の経過

改定年次	1985年	1991年	1998年	2003年	2004年	2008年
賛助会費	500	500	500	600	600	600
月刊自治研	450	500	600	600	650	800

(3) 税務顧問契約について

本年度についても久保田秀雄税理士に当センターの経理および「税務相談」および「会計帳簿の作成及び決算事務に関する相談・指導」について顧問契約を締結します。

期間：2009年5月1日から1年間（前年度の契約は2009年4月末日まで）

費用：所要の額とします。（前年度は10万円）

5. 会員拡大

2009年4月以降の自治研センターの会員数については、団体会員39（対前年変わらず）、個人会員38名（対前年－7名）、賛助会員77名（対前年－6名）となっています。ひきつづき会員拡大に努力します。